

平成 22 年 11 月 22 日

金融庁総務企画局市場課 御中

全 国 銀 行 協 会

平成 22 年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等に対する
意見等の提出について

平成 22 年 10 月 22 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙の
とおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し
あげます。

以 上

平成22年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令の一部改正案に対する意見等

	該当箇所(法令名称 および条項番号等)	意見・確認事項	理由等
1	金融商品取引法施行令第1条の18 第4号	<p>銀行において取り扱うことができるデリバティブ取引については、銀行法第10条第2項第12号および第13号に規定され、同法施行規則第13条の2の2により、「金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引とする」とされている。また、金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引は、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引とされている。</p> <p>したがって、本政令改正により、金融指標の範囲に不動産関連の数值が追加された場合、当該指標を参照する市場デリバティブ取引や店頭デリバティブ取引等は、金融商品取引法第2条第20項のデリバティブ取引に該当し、また銀行法第10条第2項第12号および第13号に規定されるデリバティブ取引に該当するという理解でよいか。</p>	<p>銀行が取り扱う、いわゆる不動産デリバティブ取引については、平成22年3月25日付け「金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)」により、銀行法第10条第2項柱書きに規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当するものとされていた。</p> <p>本政令改正により、金融指標として明定される不動産関連の数值を参照するデリバティブ取引については、銀行法上、いわゆる柱書きその他付随業務ではなく、同法第10条第2項第12号および第13号に規定するデリバティブ取引に該当することになると考えられるため。</p>
2	金商法第2条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 附則第2条 (金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)	<p>すでに特定投資家として対応している地方公共団体が特定投資家としての取扱いの継続の申し出ができる期間について、法第34条の3第7項(いわゆるプロ成り先の更新申出)のような制限はなく、いつでも申し出可能であるとの認識でよいか。</p>	<p>こうした申し出をプロ成り更新とみなして対応する必要はないことを確認するもの。</p>
3	同上	<p>改正法施行後、プロ成りを申し出ようとする地方公共団体は、施行日前においてもプロ成りの申し出は可能。その場合、同意書に記載する承諾日(金商法第34条の3第2項第1号)は、改正法施行日とすることでよいか。</p>	<p>確認のため。</p>